

經濟論叢

第十二卷 第三號

- ルール炭鉱労働力の存在形態……………大野英二 1
- イギリス最低賃金制發展過程の一考察(二)
……………前川嘉一 28
- 社会政策と社会保障……………與田 征 50
- 十九世紀におけるアメリカ労働日思想
についての一考察……………小林英夫 63
-

昭和三十三年九月

京都大學經濟學會

イギリス最低賃金制發展過程の一考察(二)

——一九〇九年法から一九一八年法へ——

前 川 嘉 一

目 次

は し が き

一 一九〇九年賃金委員会法成立の概要

二 第一次大戦時労働政策の展開
——大蔵省会議・軍需品法を中心に——

三 第一次大戦時生活水準の低落と労働運動の課題
(以上第八二巻第一号)

四 産業不安対策
——復興委員会からホイットレイ委員会へ——

五 ホイットレイ計画における賃金委員会と政府
見解

六 一九一八年賃金委員会法の成立
む す び (以上本号)

四 産業不安対策

——復興委員会からホイットレイ委員会へ——

独占資本主義体制に対応して、労働組合の、産業別組織路線に沿う、整理統合を通じての組織の再編強化(一九一一年以降)を基盤にして、第一次大戦の第二年(一九一五年)、典型的にはクライド地方にみられた労働運動による産業的・社会的不安の醸成は個別資本による安定策に効果の限界を与えた。支配階層は、軍需生産による利潤

増大の確保、さらには資本制生産体制の秩序維持のためには、国家権力による産業・社会的安定策を必要とし、従来
の抑圧を基調とする政策についての検討を余儀なくされた。この事態に対する現実的認識は、結果としては説得失
敗に終った、首相ロイド・ジョージのクライド訪問（一九一五年十二月二十五日）によって決定的となり、政策検討
が政府の緊急的課題になったと考えられる。一九一六年三月設立された第一次内閣復興委員会(Cabinet Reconstru-
ction Committee)はその具体的あらわれにほかならな⁵⁾。

復興委員会は「戦後の諸問題について勧告、報告するため」設けられたのであるが、それは要するに、いわゆる
「社会的安定」のために、産業社会実態を把握した上、多角的な政策を検討する課題をもつものである。それだけ
に問題領域は広く、問題が具体的専門的に検討されるに際しては当然それぞれ分科委員会を設け、それに付託する
必要が生じた。J・H・ホイットレイ(J. H. Whitley)を議長とする労資関係に関する委員会⁶⁾(The Committee
on Relation between Employers and Employed)〔J・H・ホイットレイ委員会(The "Whitley" Committee)と云う〕は
かかる分科委員会の一つである。復興委員会との関係の点で、ホイットレイ委員会の設立を当局は次のように説明
してゐる。

「一九一六年の始め、第一次内閣復興委員会の注意をひいていた問題の中に、産業の組織及び政策についての必要な戦時規定
から生ずる若干の重要な問題があった。一方、戦時状態と軍需品法の適用は、非常に大きな産業分野に亘って、団体交渉のため
の正常な機関の機能を中止せしめるという不可避的な影響を与えた。しかるに他方、産業の政府統制の中止、労働組合慣行の復
活及び動員解除の如き問題は、直接関係者によって十分考慮されないではいかなる場合でも解決できない問題になっていた。さ
らに産業関係の将来について、労働者、雇用者及び一般社会は慎重な考慮を払い始めた。それ故に、一九一六年十月に、復興委

員会の分科委員会を設立することが決定された。⁸⁾

かくして設立され、労資関係に関する諸問題を復興委員会から付託されたホイットレイ委員会は、同様の多くの分科委員会のなかで、他の二三のものとともに中心的役割を果たすことになった。従ってホイットレイ委員会は復興委員会の課題に準拠するものであり、後に述べるホイットレイ委員会の最低賃金制に関する報告も亦復興委員会の課題の一部を構成するものとみななければならない。

年 月 日	事 項
一九一六年十一月六日	第一回委員会
一九一七年三月八日	第一次報告書署名
六月七日	政府、第一次報告書を配布
十月十八日	第二次報告書署名 第三次報告書署名
十月二十五日	政府、第一次報告書を採択
一九一八年一月三十一日	第四次報告書署名
三月十六日	労働省工場委員会に関する調査書発表
七月一日	最終報告書署名
七月七日	政府、第二次報告書を配布 復興省、労働省による覚書発表
八月八日	立 一九一八年賃金委員会法成

さて、ホイットレイ委員会に課せられたことは「(一)労資関係の永続的な改善をうるための勧告を考慮してなすこと(二)労資関係に関する産業的諸条件が将来改善されるため当事者によって体系的に確かに検討される方法を勧告すること⁸⁾」である。この目的をもって委員会は一九一六年十一月の第一回委員会以来二年間に互って産業関係全範囲について検討し、全部で五回の報告を発表した。その活動の過程は上のようなものである。

ホイットレイ委員会は「労資双方に代表機関があるわが国の主要産業において、労資間に永続的に改善された関係を確立するという問題をまず検討することに決定⁹⁾」し、それについて第一次報告 (Interim Report on Joint Stan-

ding Industrial Council) を発表した。その報告の主要点は「社会のために重要なことは、戦時中確立されたすべての階級の協力が戦後も継続されるべきで、労資関係については特に一層そうでなければならぬということである。労資関係の改善を確保するため肝要なことは、提起される案が雇用条件の改善とより高い生活水準に一般的に達する方法を労働者に与え、産業助長の点では彼らの積極的で継続的な協力を得ることを伴うものでなければならぬということである。この目的のために、従事するすべての人々の見地から、その職業の進歩と福利に関する問題を定期的に検討することを目的とする、雇主と労働者を代表する機関の、各産業毎の設立が、社会の一般的利益と一致するかぎり、必要なように思われる」¹⁰⁾に示されている(傍点—筆者)。そして、ホイットレイ委員会は「われわれは国民福祉の寄与者として、自己の職業に誇りをもち、その職場を愛している各産業の代表者が上記報告されたように集まり、産業の調和と能率を促進し、従来妨げていた障礙をとりのぞくのに専心されんことを望んでやまなす」と報告を結んでいるのである(傍点—筆者)。

これは、労働者を「国民福祉の寄与者」と考えて、彼らをして「産業の調和と能率を促進」せしめるため、必要なかぎりでの労働者の産業への参加を認める譲歩策を提案しようとするものであった。しかし、それは「社会の利益に一致するかぎり」においてである。「国民の福祉」「産業の調和と能率の促進」、これこそ「資本利潤の確保」「資本制社会秩序の維持」のための公的表現であり、復興委員会からホイットレイ委員会に貫く基本理念そのものにほかならない。ここにまた、その後の労働運動を制約する「公共福祉の理念」(一九二〇年緊急時権力法(Emergency Powers Act)が、まず、第一次大戦後の大規模争議を公共福祉の名のもとに抑制した)が導入されたことを注意しなくてはならないであろう。ホイットレイ委員会が勧告に際して「利益分配制、共同経営或は特殊賃金制度などの問題

については勧告し意見を提出するのを保留するに十分考慮した¹²⁾のも前述の基本的理念より当然の配慮であるといわねばなるまい。

ところで勧告は、労資協議の代表機関として、組織の進んだ産業では連合産業協議会 (Joint Standing Industrial Council) を提案する。この協議会によって審議される事項は、(一) 労働者の実際的知識と経験の更によりき利用 (二) 労働者の作業の諸条件の決定及び遵守とにより一層の参加と責任とを負わしめる方法 (三) 産業の繁栄増大に労働者を参加させる必要を考えて、賃金の決定、支払及び調整の方法を伴う雇用条件を規定する一般原則の確定 など十一項目¹³⁾に互る広範囲のものである。これらの審議事項も産業の事情によって修正されるべきことが述べられ、また協議会の組織は機能を充全たらしめるために、各産業既存の労資組織を基礎にして、共通の原理で貫かれる全国、地区、工場の三重の組織が主張された。そしてこの協議会は労資の自主性を第一義として、国家の干渉はできるかぎり局限されたのである。

- (1) ウェニップ、労働組合運動史、荒畑訳下巻、一八七頁参照。
- (2) ロイド・デュージがクライドを訪問し、機械工の代表者及び組合員大衆に接した際、社会不安の実態を体験し、社会革命への転化の危機をすら感受した。代表者の要求に対する彼の答弁はこれを示すであろう。「それは革命を意味するだろう。諸君は戦争さ中において革命を遂行することはできなう」(W. Gallacher, *Revolt on the Clyde*, 1948, p. 94.)

- (3) *The Labour Year Book 1919*, p. 198.
- (4) 内閣復興委員の問題領域は広く次の部門に分たれてゐる。(1) Commerce and Production, including the supply of Materials (2) Finance, Shipping and Common Services (3) Labour and Industrial Organisation (4) Rural Development (5) Machinery of Government, Central and Local, including Health and Education (6) Housing and Internal Transport.

- (5) ホイットレイ委員会の構成は委員十三名(他に書記二名)で、十三名のうち労働組合より五名、雇主より四名、その他四名(註)なる。 (Ministr of Labour, *Industrial Reports*. No. 1, p. 6. 参照)。
- (6) *Report on the Establishment and Progress of Joint Industrial Councils 1917-1922*, p. 5.
- (7) 分科委員会は少くとも八〇はあり、なかでも重要なるものは“Whitley” Committee, the Civil War Workers' Demonstration Committee, the Engineering Committee である。
- (8) Sub-committee On Relation Between Employers And Employed, *Interim Report on Joint Standing Industrial Councils*, Paragraph 2.
- (9) *ibid.*, Paragraph 3.
- (10) *ibid.*, Paragraph 5.
- (11) *ibid.*, Paragraph 26.
- (12) *ibid.*, Paragraph 24.
- (13) 連合産業協議会の審議事項は本文三項につき以下のものである。(A) 争議の防止及び争議が生ずる場合のよき調整のために、雇主と労働者の間に生ずる問題の交渉の正規の方法の確立 (B) 職業及び雇主の変更に不当な制限を加えず労働者の所得及び雇用の安定を最大限確保せしめる方法 (C) 所得及び出来高賃金額の決定、調整及び (D) に述べた一般標準賃金率の決定とは別に支払の方法と額について生ずる多くの紛争解決の方法 (E) 技術的教育及び訓練 (F) 産業上の調査とその結果の十分な利用 (G) 労働者考案の発明改良を十分考慮し利用するための、またかかる改良の考案者の権利の妥当な擁護のための便宜の規定 (H) 特に普及されている新思想での協力と労働者の視点からの十分な考慮をもつての工程、機械組織の改善と経営に関する問題と産業的実験の研究 (I) 産業に関する立法の提案。

ホイットレイ委員会は、この第一次報告の後に、これを補充するものとして、第二、三、四次および最終報告を引きつづき発表した。第一次報告が、組織化の進んだ産業分野に連合産業協議会の設立を勧告したのに対し、第二次報告 (Second Report) は未組織産業に賃金委員会 (Trade Boards) の設立を勧告したのであるが、これについ

ては改めて論ずることにした。第二次報告 (Supplementary Report on Works Committees) は工場委員会 (Works Committee) に関するものである。「工場委員会の目的はすべてこれらの工場での問題において協力の体系を確立、維持すること」¹⁾で全国ならびに地区連合産業協議会の機能を補完するというよりもその基礎をなすものと考えられたのである。もとよりこれは、前述クライドを典型とする労働組合界における職場委員会、工場作業場委員会活動の活潑化に対応するものであって、下からの運動を如何に上から再編成するかが問題となったのである。すなわち、それらの工場委員会の存在を認めながら、その機能を労資協調の路線に変更しようとするものである。それ故に、報告が「これら工場委員会の活動は活動の組織と方法において労働組合組織を挫折せしめてはならない」²⁾と注意していても「ホイットレイ計画とくに合同職場協議会に関する提案は、明かに戦闘的勢力としての職場委員の意気をくじこうとする願望から思いついたもの」³⁾と批判されざるを得なかった。

第四次報告 (Report on Conciliation and Arbitration) は調停および仲裁に関するもので、委員会は強制仲裁 (Compulsory Arbitration) が戦時の経験に徴してもストライキをさける有効な方法ではないと考え、労資の自主的協定、解決の現行制度の継続を得策として強調する⁴⁾。これについて報告は「(一)われわれは強制仲裁のいかなる制度にも反対であるが、争議調整のため任意的機関の拡大には賛成である。労資双方がその紛争を調整できない場合は、独自の調整が争議の事実および事情についてなされるような方法がなければならず、ストライキやロック・アウトを引きのばす何らかの強制力が必要だとは思わないが、権限ある公告がその場合なされねばならないと思う。

(二) われわれは労資双方が希望する場合適当な単一の仲裁者が利用されるのが望ましいけれども、双方が争議を仲裁に付託したい事件のため常設仲裁協議会の設立がなされるべきことをさらに勧告する」⁵⁾と結論しているのである。

最終報告 (Final Report) は総括で、従来の報告の要約と問題の緊急性を再確認したものである。

以上のように、労働者の組織的な産業管理への要求が革命的課題をになつて進展した不安状態に対処するため、復興委員会——ホイットレイ委員会は、彼らの産業への参加をある程度許さなければならず、その体系的の方策を考えたのである。体系化とは、彼らに許与する産業参加について、その限界を示し、資本制社会秩序維持に結果する労働者の協力を編制替へすることであつた。すなわちコールドも指摘するように「資本家と労働者の間の協調という、本質的には非革命的な考え方に改めようと企てた」のである。従つて、ホイットレイ委員会の機能の譲歩的側面に関する限り、労働組合、反苦汗連盟及び国民健康保険委員出身の委員も勧告に賛成署名した。けれども、これら五名の委員は譲歩に伴う抑制的条件には不満をもち、次の如く意見を保留しなければならなかつた。——

「一般的報告に署名することによつて、われわれは、産業協議会や賃金委員会が、その事情にどちらがより適切であるかによつて、若下の産業や業界に確立されるべきであり、また労資を代表するこれらの団体が最低限の条件の確立と産業の共通の利益の促進に専心すべきであるという勧告を心から支持したいと思ふ。

しかし、かくして労資間に確立されたより一層の反証的關係は産業の平和と発展に対し慨して好都合な事情を与えると認めるけれども、労資間の完全な一致はこのようにしては効果があり得ず、かかる機関が、私利利潤の動機によつて主に支配され指令されている経済制度の活動に伴うより深刻な利害の衝突の解決を果たすものとは期待できないというわれわれの見解を表明した⁹⁾」

このようなホイットレイ報告の、共通の原理に基き、その内容の一部を構成して、最低賃金に関する勧告が第二次報告においてなされているのである。

- (1) Committee on Relations Between Employers And Employed, *Supplementary Report on Works Committees*, Paragraph 2.
- (2) *ibid.*, Paragraph 5.
- (3) Allen Hutt, *British Trade Unionism*. (理論社版九三頁)。
- (4) *Report on Conciliation and Arbitration*, Paragraphs 2, 4.
- (5) *ibid.*, Paragraph 16.
- (6) ホイットレイ氏は後述(一九一九年十月七日)、ホイットレイ委員会の報告提案の趣旨について講演し「あらゆる個人に最大限の機会を与える人間の基礎の上にこの国の産業を確立することができ、同時に全社会の福祉のためすべての個人の間で最大限の協力をもたらしめることができざる手段」を考慮したことを述べている(J. H. Whitley, "Works Committee and Industrial Councils", *Labour and Industry*, 1920, p. 16).
- (7) G. D. H. コール、イギリス労働運動史Ⅲ岩波版一七二頁。
- (8) 最終報告に少数意見を付けた五名の委員は次のようである。J. R. Clynes (National Union of General Workers) J. A. Hobson (Women's Trade Union League) A. Susan Lawrence (Women's Trade Union League) J. J. Mallon (Anti-Sweating League) Mona Wilson (National Health Insurance Commissioner)
- (9) *Final Report*, Note.

五 ホイットレイ計画における賃金委員会と政府見解

第一次報告が労資の組織のよく發展している産業(グループA)を対象としたのに対し、第二次報告は組織はあ
るがその程度の劣れる産業(グループB)及び不完全でいかなる代表組織も持たない産業(グループC)に関するも
のである。まずグループBの産業であるが、これには第一次報告の提案(産業協議会の設置)が適用されるべきであ

るとし、ただ、協議会の申出によって、政府から一、二名の代表が加わるべきことと論じている。しかし産業グループAおよびBにおいても労資組織程度の低い部門、地域においては労働大臣の承認を得て、全国協議会に代つて賃金委員会が設立されるよう提唱するのである。次に第三のグループ産業については以下のように勧告する。「グループCの産業の組織水準はわれわれの提案した全国又は地区産業協議会の計画を不適当ならしめる。これらの産業には賃金委員会法の機関がよく妥当するであろう。そしてそれが全国協議会や地区協議会の設立を可能ならしめる程度の組織の発展に至らしめるのである」と。そこで報告は賃金委員会法の問題点を示す。すなわち、「賃金委員会法は、本来、若干の未組織産業の最低賃金水準を確立させるため考えられた。しかしわれわれは若干の連の諸問題——他の事情においては雇主組織と労働組合との間の団体交渉によって取扱われている——に関する交渉及び決定のための正規の機関に代る方法として賃金委員会はみなされるべきだと考えている。賃金委員会法が未組織の、また組織の悪い産業や産業部門で一層大きい利用性があるためには若干の修正が賃金委員会の機能を拡大するために必要であると思う。賃金委員会は最低賃金率のみならず労働時間や、賃金及び時間と類似の問題を取扱う権限が与えられるべきものと勧告する。また、われわれの意見では賃金委員会の機能が拡大されて、委員会は当該産業やその産業の部門に関するあらゆる問題についての検討を提唱し、行うことができるようになるべきである」と。「当該産業やその産業の部門に関するあらゆる問題についての検討」とは「産業の福利に関する諸問題を体系的に考慮する」ことを意味する。そして以上の点の立法的措置を勧告するのである。

かくして明かなように、ホイットレイ報告における賃金委員会は、第一に未組織産業部門に関するものであること。第二に将来産業協議会に発展する過渡的性格をもち、産業協議会の代行的機関であること。第三に機能は最低

賃金率の決定にとどまらず産業福利の諸問題を取扱うよう拡大されていること。第四に労働大臣の権限が拡大されたこと(立法措置の勧告の第三項―註(7)を参照されたい)―以上四つの主要点をもつものといえる。そして全体としていわゆるホイットレイ主義の一環として位置づけねばならないのである。

この第二次報告は署名と配布の期間に半年以上を経過し、第一次報告の場合(三ヶ月)よりかなり長期を要している(前掲年表を参照されたい)。これは復興省及び労働省によって、報告の勧告内容が具体的に検討されるためであった。政府当局はこれをどのように受けとめ、どのような態度、方策を示したか。第二次報告の配布とともに発表された復興大臣と労働大臣による覚書(Memorandum by the Minister of Reconstruction and the Minister of Labour)がこれを示すのである。

- (1) *Second Report on Joint Standing Industrial Councils*, Paragraph 3.
- (2) *ibid.*, Paragraph 5.
- (3) *ibid.*, Paragraph 15.
- (4) *ibid.*, Paragraph 10.
- (5) *ibid.*, Paragraph 11.
- (6) *ibid.*, Paragraph 12.
- (7) 勧告は次の三項の立法措置を主張する。
 - (一) 賃金委員会は最低賃金率の決定に加えて、労働時間と賃金及び時間と類似の問題を取扱う権限をもつべきこと
 - (二) 賃金委員会はそれぞれ当該産業の一般的利害の問題と同様、職業の産業的条件に関する問題について所管政府部門に調査を提唱し申入れをする権限をもつべきこと。
 - (三) 十分に産業を代表している産業協議会が申請せる場合、もし事情が妥当であれば、労働大臣はその産業部門のために産

業協議会に代わる賃金委員会を設立し、或はまた賃金委員会法によつて協議会を賃金委員会に指定する命令を出す権限を
得るべきこと (ibid., Paragraph 25.)

覚書によれば、政府の第二次報告の賃金委員会制度に対する基本的態度は——「第二次報告にある勧告のすべてを採択することは管理的観点から不可能であることがわかつた。しかし望ましく思われる修正は委員会の連合産業協議会設立の提案の基礎となつてゐる原則に影響を及ぼさない。修正は産業協議会と賃金委員会に関する労働省の管理上の経験を利用するために考えられてゐる。産業協議会及び提案の拡充せる賃金委員会の確立において考えられる利益増大にかんがみて、第二次報告の勧告を展開する場合、政府が必要とみなす修正をなし、賃金委員会と産業協議会との関係を明かにすることは望ましいようである」——という、いわば政府の管理的立場からの修正の上での是認である。

政府の修正意見はどのような点であつたか。覚書による修正の第一は、グループAの産業で労資組織はあるが権限をもつていない産業では、三重の組織（全国、地域、工場）は修正して全国産業協議会に助言者として一乃至大低は二名の労働省代表を加えるべきであるという第二次報告の勧告内容に関して、「産業協議会については一つのタイプのみ認め、産業協議会の申出による以外は協議会に公式の代表をつけ加えないよう決定された」こと。第二は、勧告では賃金委員会と産業協議会が密切な関係にあるのに対し、「賃金委員会と産業協議会の関係は二つのタイプの団体の目的、構造の甚しい相異のため運営上多くの困難がおこる。賃金委員会が産業協議会のための計画を立てることは勧告として認められないうし、また未組織地域の賃金委員会が連合産業協議会と結びつけて設立されることもおそらくない」という点である。これは賃金委員会の目的、機構をどう考えるかの相異である。

覚書において強調されることは賃金委員会の産業協議会に対する独自性である。すなわち、連合産業協議会が性格として任意的なものであり、労資組織間の協定で設立され、委員は両組織より出され、機能は賃金以外の産業上の広範囲に亙り、財政は政府補助を受けない自主的なものであるに對し、賃金委員会は労働大臣によって設立される法的団体であり、委員は労資と労働大臣任命の三者構成で、機能の主な点は最低賃金率の決定であり、財政は政府支弁であつて、両者は相異なるものと考えられた。⁴⁾そしてその設立の基準は「産業協議会が一定の産業に設立されるべきかどうかの問題は労資の組織程度により、一方賃金委員会が設立されるべきかどうかの問題は主にその産業の或はその何れかの部門の一般的賃金率による」(傍点―筆者)とされている。従つて、賃金委員会は第二次報告の場合のようにただ組織程度の低い産業、部門ならびに地域に限定されるのでなく、設立の基準は賃金率の低さにおいて考え、両者は併立しようとするのである。また賃金委員会は産業協議会に移行することができず、もし後者を設立する組織的条件ができた場合にも賃金委員会と全く異なる線で産業協議会は設立されるべきである。それ故賃金委員会が産業協議会の計画を立てることは望ましくないと賃金委員会の産業協議会への過渡的存在としての性格は否定されて、その相対的独自性が政府によって強調されているのである。それは一体どのような理由に基づくものであろうか。

イギリスの賃金問題は第一次大戦期を通じて諸問題を提起した。就中、同一労働同一賃金の原則についてである。Dilution から男女賃金格差が問題とされ、また戦時経済の不均衡發展から生じた賃金率の地域産業ならびに企業間の格差が労働組合組織の全国的拡大化に基く各産業の全国的統一賃金率への指向の故に課題となつてきた。事実、戦時ポーンナスは全国的な形態をとらざるを得なかつた。このような課題に對し、連合産業協議会は賃金と労働時間

を中心とし、とりわけ賃金については賃金率の標準化を問題としなければならず、またそれについて事実若干の部門においては機能を果し得た。しかし全国的賃金協定は極めて困難であり、たとえ可能であるにしても非加盟企業に対する強制が困難である。従つて、協議会のなかには当初より賃金問題を除外し、他の合同機関に付託する場合がみられた。また産業協議会の設立は政府の期待程迅速に進み得ず、事態の要請に応えるには不十分なものであつた。かかる事実についての認識及び将来の困難性の予測の故に(産業協議会のその後の崩壊はこの賃金問題に原因したのである)、迅速に設立されることができ、また法的権限をもつ賃金委員会が重視され、その相対的独自性が主張されたものと考へてよいであらう。

(1) Industrial Councils and Trade Boards, *Memorandum by the Minister of Reconstruction and the Minister of Labour*, Paragraph 1.

(2) *Ibid.*, Paragraph 2.

(3) *Ibid.*, Paragraph 2.

(4) *Ibid.*, Paragraph 3.

(5) *Ibid.*, Paragraph 7.

(6) 賃金率の標準化賃金率の産業協議会による構成された業種は次の二三業種である。

Artificial Stone. Asbestos. Baking. Bobbin and Shuttle Making. China Clay. Cocoa. Chocolate and Sugar Confectionery. Coir Mat and Matting. Cooperage. Electrical Cable Making. Electrical Contracting. Flour Milling. Furniture Warehousing. Gas Mantles. Glove Manufacture. Heating and Domestic Engineering. Match Manufacture. Nipples and Fish-hooks. Optical Instruments, Paint, Colour and Varnish. Sawmilling. Soap and Candles. Vehicle Building. Wrought Hollow-ware.

(7) 賃金問題を審議事項から除外した産業協議会の一例としては建築業の協議会を(一九一六年二月設立)あげることができ
る。(Report on the Establishment and Progress of Joint Industrial Councils 1917-1922, p. 31.)

六 一九一八年賃金委員会法の成立

ホイットレイ委員会第二次報告(一九一七年十月十八日)に基いて、政府は一九〇九年法の修正法案を提出する意
図を明かにした(一九一八年三月四日)。その二ヶ月後(五月七日)、労働大臣ジョージ・ロバーツ(George Roberts…
:労働党所屬)によって修正法案は提出され、第一読会は問題なく通過して第二読会(六月十七日)の討論に入る。
ここで労働大臣は「まず全員一致で一九〇九年賃金委員会法が、その業種に従事している労働者のためだけでなく
て、業界それ自体のためにも多大の福利をもたらしたとイギリスにおいてもまたいってよいであろうと信ずる」と
一九〇九年以降最低賃金制の適用業種数及び適用労働者数増大の事実にかんがみて、一九〇九年法の成果を評価し、
「本法の意図するところは委員会の設立、最低賃金率の決定に必要な手続を簡単にし、そしてまた若干の点で委員
会に権限を与えること」と提案の趣旨を説明しているのである。その理由は「疑いもなく大戦後産業の大きな変動
が生ずるであろう。そしてそれは若干の産業において委員会設立のため速かに調整機関の役立つべきことがとくに
必要となっている」という点にあった。シェル(Dorothy M. Sells)も指摘するように、大戦後予想される経済混
乱を防止するため賃金統制の必要が考えられ、それが一九一八年法を実現せしめる精神なのである。それ故、賃金
委員会も、産業協議会と同じく産業調和の維持、産業の拡大、發展のための手段の一つとして、その強化拡充が必
要となってきたことはいうまでもない。

では修正法案において一九〇九年法を修正する主要点はその点にあるか。第一の点は、一九〇九年法によれば最低賃金制の拡大適用のためには緊急命令法の手続を必要としなければならなかったのに対し、本法案においてはこの手続を必要とせず、ただ調査と異議申立のための適当な機会が与えられた後、特別命令によって委員会を設立できる権限を労働大臣に与えることになった。第二の点は、賃金委員会に保障最低時間賃金率の決定権を与えること。第三点は賃金委員会に超過時間について相異なる賃金率を決定する権限を与えること。第四点は最低賃金率の勧告より実施までの期間、現行の九ヶ月を三ヶ月に短縮すること。第五点は委員会法に違反せる雇主を告訴する点での修正等が主要な問題であるとみてよいであろう。

最低賃金制修正の基本的方向として全国一律最低賃金制の確立が、特に労働組合側からかねて要望されていたのであるが、労働大臣はそれを精細に検討すると大きな困難があり、賃金委員会制度は伸縮性をもって産業毎に相異なることが望ましいと考へて「われわれは産業の状態の漸次的改善を意図し、ただ一挙にすべてを完成することはできない」と所信を披瀝している。また、この法案における賃金委員会の設立の基準は賃金率の低位におかれたのではなくて、組織の程度に、すなわち未組織産業分野におかれた。従つて、その賃金委員会は産業協議会に移行発展すべきものとして位置づけられ、明かにホイットレイ第二次報告に準拠した委員会制度案であった。それは、この第二読会の時期が第二次報告発表後、復興省、労働省の合同覚書発表以前に当り、政府はホイットレイ委員会の方針をそのまま踏襲したにすぎなかったからとみて差支えないであろう。

- (1) 労働省政務次官ブリヂマン (Bridgeman) は一九一八年三月四日、下院で「労働大臣は議会の事情が許すかぎり速かに賃金委員法修正法案を上程するつもりである」と述べている。(Parliamentary Debates Commons, 1918, vol 105, 1985.)

(2) 一九一六年十二月のヘンダーソン (Henderson) ホッジ (Hodge) バーンズ (Barnes) の場合を始めとして、労働党議員の戦時内閣への入閣がみられ、ロバート (Robert) も一九一七年八月十七日労働大臣となった。これはいわゆる政治的譲歩の一形態である。

(3) *Parliamentary Debates Commons, 1918, vol 107, 62.* 「イギリスにおいてもまた」というのはオーストラリア、ヴィクトリア州の最低賃金制(一八九六年)が一九〇三年修正されて委員会権限を拡大し、当時に至る二十年間に亘って苦汗産業を減少し、未熟練労働者の競争的な雇用から保護してきた効果を労働大臣が認めて、それと対比してイギリスの成果を論じているからである。従ってまた本修正法の提案においても一九〇九年法の場合と同様ヴィクトリア州の例が常に参考にされてゐる。⁵⁹⁾

(4) 一九〇九年法は一九一〇年一月一日より有効となったが、その時は四業種、一四三、五〇〇人(男子八六、七〇〇人、女子一四三、五〇〇人)に適用された。その後緊急命令をもって五業種を拡大、本修正法案上程時においては三九万人(男子八万人、女子三十一万人)にまで適用が及んだ(*Parliamentary Debates Commons, 1918, vol 107, 62.*)。

(5) *Parliamentary Debates Commons, 1918, vol 107, 63.*
(6) *ibid, 63.*

(7) Dorothy M. Sells, *The British Trade Boards System, 1922, p. 5.*

(8) *Parliamentary Debates Commons, 1918, vol 107, 69.*

ところで、このような政府提案について第二読会では激しく討論が行われた。政府原案に対し、反動的立論の主要点の第一は緊急命令法の手続を不要にし、これに代えて特別命令をもつてする点にあって、その理由が賃金委員会制適用の迅速化であっても、経験の上から修正の必要は認められないというものである。第二の点は、修正法案は労働大臣に官僚的権限を与えることになるという点であった。すなわち、いかに労働大臣が「この権限(特別命令……筆者)は大きすぎるものではないから、労働大臣に与えても差支えないと私はいつてよいと思ふ」と述べよ

うが、労働大臣個人の手に非常に大きな権限を付与するものと考え、かくして生ずる政府干渉はイギリスの自由の喪失であり、かえって混乱をひき起すものであると資本主義的自由主義の立場から論難されたのである。このような反対論の根底に、『最低賃金制の拡大がイギリス資本の国際的競争を不能ならしめるであろうという疑惑があったのはいうまでもない』。

4) 反対論よりも賛成論はより強く主張された。カベンディッシュ・ベンティック (Henry Cavendish-Bentick) は「
5) —

「私は政府がこの法案(一九一八年賃金法案……筆者)を通過さすのに一刻をも失うことなきよう希望する。なぜなら平和が来ると、われわれが直面しなければならない大きな危険の一つはイギリスの婦人労働者の賃金が国の産業福祉と単に一致しないだけでなくて、イギリス国民の福祉と将来にとっても不利な水準にまで確かに余儀なく下がることになるだろうからである」。

また労働党所属議員アンダーソン (W. C. Anderson) は次のように提案を支持する。——

「われわれは現在九年間に亘る賃金委員会法の実施をみて、その長所とともに短所・欠点の九年間の経験をもった。私はこれらの欠点の改正点がすべてこの法案に含まれていると了解する。……試験的な段階を通過した現在、本法の機関によって一般的な機能と運用を迅速化する方法を見出すことができる。大戦中のあれこれの種類の社会的立法を導入することは悪いと若干の方面で主張された。その議論は、もし新しい原理が入れられていたのなら、ある程度妥当性があつたかもしれないが、立法についての新しい原理は何も伴われていないのである」

そして彼は、政府官僚性の強化については資本家的官僚性と同様反対して、労働者の発言権を要求するのであるが、賃金委員会制度そのものについては積極的に評価して次のように賛成のことはを結んでいるのである。——

「もし諸君が、戦後、解雇、かなりの失業、労働争議及び混乱を望まないなら、その時に間にあうだけの基礎をわれわれは設けるべきである。まずなされるべきことは健康的な人間生活のあらゆる条件をできる限り強化することである。そして私心からこの法案を支持するのも、法案がかかる方向への一段階であるという理由からである。」

このような討論の結果原案が採択されて委員会付託となった。委員会からの報告(一九一八年七月十六日)に基いて賃金委員会法案は第三読会(同年七月二十二日)での検討に入るわけである。

第三読会においては委員会からの修正案すなわち、賃金委員会制度を農業にも拡大する修正点、前記特別命令をとりやめ緊急命令のままにする修正点(何れも第一条に関するもの)は否決されたが、第二条の「議会の承認なくして(without)あらゆる特別命令は……」を「議会の承認の後に(after)……」にかえる修正点は採決の結果(賛成一八〇、否決二三)採択され、その他若干の点で修正をみたのち第二議会を通過した。

この討論過程で労働大臣が賃金委員会設定の基準を「低賃金」と「未組織におき」特に前者に重点をおいた。これは第二読会するとき(後者を基準とした)から変っている。第三読会は前述の復興省、労働省合同覚書発表(七月七日)直後であり、大臣の下院答弁は覚書の趣旨に沿うものであって、覚書とホイットレイ第二次報告の相異が第二読会と第三読会における政府見解の相異に反映しているとみてよい。

このように第三読会において一部修正可決後、上院での細目上での修正を賛成可決して(同年八月六日)、ついに一九一八年八月八日、一九一八年賃金委員会は正式に承認されて成立するに至ったのである。

法律はホイットレイ委員会によって勧告されたことりの産業の諸条件に関する広汎な権限を委員会に付与しなかつたが、その業種に関する諸条件において管轄政府部局に勧告する権限が与えられた。賃金委員会については、産

業協議会に対する相対的独自性が強調され、それは産業協議会に移行するものでないにしても、未組織産業部門においては産業協議会の代行機関とされた。このことは最初述べたように一九一八年貸金委員会制度が基本的にホイトレイ主義の原則に基くものである以上当然である。

(1) 修正法に反対の一人ホルト議員 (Mr. Holt) は次のように述べている。

「私は一九〇九年法で設けられた規定がなぜ今撤廃されなければならぬのか理解できないと表明せざるを得ない。また労働大臣が絶対にその撤廃を望む事情ではないと確かに思う。なぜなら彼は一九〇九年法の規定が全く盲く実施されなかったことを示す例を与えなかったからである。私はまたなぜ一九〇九年法の非常に重要な規定を撤廃することが提案されるのか知りたし、すべて論ぜられるべきであったと思う。……雇主及び被用者にある人々の、貸金について自分自身で調整する権利が少しは干渉されるべきだとは誰も思っていない。公開市場での売買の基本的権利は有効である、それで、干渉に先立って、干渉を提案するものは濫用の場合を当然起草しておくべきである。われわれはある濫用が生じつつあるのをよく知っている。それで、貸金率が例外的に低い産業に關する規定を案出することが提案されている。しかし私はこれらの問題における政府干渉に全く反対である。

私は常にそれに反対した。私は結局それは有害であると信ずる。ある場合は良いであろうが、しかし企てられる前にその改善のために求められている濫用は、国家のこの機関が設けられ機能する前に、他の方法では匡正されないという証拠が十分なければならぬ。私は官庁好きが増していることを怖れている。それでも本下院が、今企てられつつある方法であらゆる方面に政府干渉をもたないことと決意しなければ、やがてイギリスも全く自由でなくなると気付くであろう。われわれは將來どの職業においても自由に何事もなし得ないであろうし、あらゆるものの価格も統制されるであろう。これらの理由から私はこの法案に反対しているのである。なぜなら私は大戦中ですらこの種の干渉は余りにも進み、大戦後は、それは殆ど耐え難いものとなるであろうと考えるからである」(Parliamentary Debates Commons, 1918, vol. 107, 81-82.)

(2) Parliamentary Debates Commons, 1918, vol. 107, 69.

(3) *ibid.*, 74.

- (4) *Ibid.*, 85.
- (5) *Ibid.*, 98.
- (6) *Ibid.*, 107.
- (7) 委員会の第一條修正案の第一点——農業への拡大適用——に対する反対は、「農業は「産業」(Industry)ではなくて「職業」(Trade)ではなく、従つて法案の範囲外であるとの理由から主張され (*Parliamentary Debates Commons*, 1918, Vol. 108, 1480) 第二点の緊急命令存続については、労働大臣は本法案の想定適用業種数は二〇で、存続せば二〇の緊急命令手続を必要とし、简单化の趣旨からこの修正案の廃棄を要望した (*Ibid.*, 1489.)
- (8) 第二條は次のようである。
Clause 2-

- (1) Every Special Order shall without confirmation by Parliament have effect as if enacted in this Act and may be varied or revoked by a subsequent special Order.
- (9) 上院での修正の第一は賃金委員会法発効以前の予告についても有効ならしめる点で、第二は退職金その他の準備金の賃金からの控除に関する点である。 (*Parliamentary Debates Commons*, 1918, Vol. 109, 1335)

む す び

反「苦汗」運動から一九〇九年法として生れたイギリス最低賃金制は、一九一八年法への發展において、低賃金、組織劣悪の部門を主として対象とすることに変わりなく、賃金立法の形態をもつ工場法としての性格を拡充した。その改善は何よりも制度管理上の経験によつてなされ、全国的に一律最低賃金制は否定されて、産業別条件に応じた弾力性のある適用が意図され、いわゆる「経験的漸進主義」にもとづくものであるとみてよい。

ところがその發展は一九〇九年以後の労働運動、とりわけ大戦時の労働運動と、産業・社会不安に対応する安定

策としてのホイットレイ計画を通じて実現をみた。戦時経済による産業の甚しい不均衡発展から生じた産業、企業および地域間の賃金格差及び *Division* によって生じた男女賃金格差は同一労働同一賃金の原則を賃金闘争の現実の課題にもたらし、且つそれは産業管理の要求と結合して、組合員大衆の手で運動は進められた。この運動が支配層をして安定策を講ぜしめ、また最低賃金制をも拡充せしめることになったのである。それ故一九〇九年法成立の場合に比較して労働階級の役割が大きく表面的であった。第二に一九一八年法はホイットレイ計画の一部として成立したことである。不安に直面した支配層は復興委員会を設立して従来を抑圧策の経済的政治的効果を検討した上、譲歩を基調とする体系的な安定策を考えねばならなくなった。とりわけ労資に関する諸問題を付託されたホイットレイ賃員会は中心的役割を果たしてホイットレイ計画を勧告した。その一部として位置づけられて賃金委員会制度の修正が考えられ、成立に至ったのである。ホイットレイ計画は、指摘されているように、階級闘争阻止の目的をもつ資本制秩序維持のための労資安定策である。従って、その一分野に位し、いわゆる「経済的譲歩」としての一九一八年法もまた資本制保持の一手段である。一九一八年法が単なる譲歩ではなく、譲歩の中にも前述の重要な制限的条件を伴ったものとして発展したのもこの故にほかならない。われわれは一九一八年法の成立過程の中においてすでにこれを認めざるを得ないのである。

かくして成立した一九一八年法が、部分的であれ、もとよりイギリス労働階級に対して賃金の劣悪化を防止す側面をもつことは正しく評価されなければならない。それとともにまた彼らの本来の階級闘争阻止の機能を果すことが当然考えられる。この意味において一九一八年法の労働階級に対する機能の二側面が次の機会に課題として問う必要を感じないわけにはいかない。

(一九五八・六・三〇)